

# 正しくお早めに！

- ③病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
- ④会社などを年の途中でやめ、再就職していないとき

**還付申告は2/15以前でも**

還付を受けるための申告書（給与1ヵ所で、医療費控除などで還付を受ける場合は、還付申告書があります。）は2月15日以前でも受付けます。

## 説明会と相談

### 所得税の出張相談

と き 2月24日(火) 9:30~16:00  
 ところ 八日市場市役所 3階

### 税理士による無料相談

と き 3月3日(火) 9:30~15:30  
 ところ 光町役場 2階会議室

### 土地などの譲渡所得 贈与税の出張相談

と き 3月4・5日(水・木) 9:30~16:00  
 ところ 光町役場 2階会議室

### 税務課による相談

○2/16~2/28 9:00~16:00 税務課で  
 ○3/1~3/16 9:00~16:00 2階会議室  
 (土曜日は11:00まで)

## 固定資産課税台帳 縦覧できます

税務課では、62年度の固定資産税の課税基礎となる土地、家屋の縦覧を行います。

自分の財産をこの機会に確かめてはいかがでしょうか。

税額は評価した価格をもとに課税標準額を決定し、税率1.4パーセントをかけて算出します。この価格等について不服がある場合は、光町固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

課税台帳縦覧日程

3月1日~3月20日 8時30分~16時30分  
 土曜日 8時30分~11時30分

### 一口メモ

国民年金の保険料も「社会保険料控除」の対象となり、所得から控除されます。

61年中に支払った自分自身の保険料はもちろん、家族のために支払った分、また過去にさかのぼって納めたときなどはその分も全部控除の対象となります。

所得の確定申告をする際には、国民年金保険料も忘れずに申告しましょう。

保険料額(昭和61年)

定額分 1月~3月 月6,740円  
 4月~12月 月7,100円

付加保険料 月400円

1年分 (1月~12月) 84,120円(定額)  
 88,920円(付加分こみ)

**未申告は、後の負担が大きくなります。**  
**申告漏れ**

**正しく、お早めの申告を**